

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）	1
環境影響評価法施行令（平成九年十二月三日政令第三百四十六号）（抄）	4
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）（抄）	5
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号）（抄）	5
港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）	6
電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（抄）	6

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一（略）

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ（略）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

ハ 水（略）

3 5（略）

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2・3（略）

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 6（略）

（環境大臣の助言）

第二十三条の二 第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの（以下この条において「地方公共団体等」という。）であるときは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べる必要があると認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めように努めなければならない。

（評価書の再検討及び補正）

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。



と、「第二十三条の規定による環境大臣の意見があるときは、」とあるのは、「第二十二條第一項各号に定める者は都市計画同意権者を經由して意見を述べるものとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、第二十五條第一項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「を勘案」とあるのは、「(都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合には、同条の意見及び第二十三条の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に対し述べた意見)を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは、「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは、「主務省令・国土交通省令」と、同条第三項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「定める者」に対してしななければならない」とあるのは、「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)に対してしななければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県都市計画審議会の議を要しないときは、当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県を除外)又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは、「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは、「関係市町村長及び第四十條第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは、「前条第一項第二号」と、第二十七條及び第二十八條中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは、「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九條第一項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは、「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第四條第一項とあるのは、「第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される第四條第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは、「第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される第四條第三項第一号」と、同条第三項中「第四條第二号」とあるのは、「第三十九條第二項の規定により読み替えて適用される第四條第三項第二号」と、「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、第三十條第一項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは、「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十條第一項中「を行う」とあるのは、「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは、「が行われた」と、同項中「が行い」とあるのは、「が行われ」と、同条第四項中「を行った」とあるのは、「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは、「第三十條第二項」と、第三十二條第一項中「を行った」とあるのは、「が行われた」とする。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 (略)

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定(同法第三条の八に係る部分に限る。)、及び同法第六章中第三十八條の次に四條を加える改正規定(同法第三十八條の二第三項に係る部分に限る。)、並びに次條から附則第四條までの規定及び附則第十一條の規定(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の目次の改正規定、同法第四十六條の四及び第四十六條の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同條を第四十六條の二十三とし、第四十六條の二十一を第四十六條の二十二とし、第四十六條の二十の次に一條を加える改正規定を除く。)、公布の日から起算して一年を超えな

い範囲内において政令で定める日  
三 (略)

環境影響評価法施行令(平成九年十二月三日政令第三百四十六号)(抄)

(第一種事業)

第一条 環境影響評価法(以下「法」という。)(第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓(同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。)(を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。)

(免許等に係る法律の規定)

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類(第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類)の細分を含む。(ことにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。)

(第二種事業)

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。  
(方法書についての都道府県知事の意見の提出期間)

(法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第九条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第一欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)(とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)(とする

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十四条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第九条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
(略)	(略)	(略)

別表第三（第十三条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)	(略)	(略)

別表第四（第十四条関係）

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
  - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
  - 三 利子補給金
  - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2（7）（略）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十一号から第百五十八号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

一（百三十九）（略）

百四十 地域自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）  
百四十一 沖縄振興自主戦略交付金（第十一号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）  
百四十二 〓百五十一（略）  
百五十二 社会資本整備総合交付金（第二十九号、第三十三号又は第三十七号に掲げる給付金に該当するものを除く。）  
百五十三 〓百五十八（略）

港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

（設立等）

第四条 現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2 〓 10（略）

電気事業法施行令（昭和四十年七月十一日政令第二百六号）（抄）

（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読替え）

第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）第七条第二項（同令第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第七条第二項中「事業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。